【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百十二条　削除

（改正前）

第百十二条　証券取引所は、前条の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

②　証券取引所は、前項の規定により大蔵大臣に届け出た有価証券については、第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、大蔵大臣が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合にはその期間を経過した日においてこれを登録しなければならない。

③　前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有価証券登録原簿に当該有価証券の発行者の名称、当該有価証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。

④　大蔵大臣は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないと認めるときは、当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百十二条　証券取引所は、前条の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

②　証券取引所は、前項の規定により大蔵大臣に届け出た有価証券については、第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、大蔵大臣が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合にはその期間を経過した日においてこれを登録しなければならない。

③　前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有価証券登録原簿に当該有価証券の発行者の名称、当該有価証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。

④　大蔵大臣は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないと認めるときは、当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第百十二条　証券取引所は、前条の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

②　証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届け出た有価証券については、第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、証券取引委員会が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合にはその期間を経過した日においてこれを登録しなければならない。

③　前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有価証券登録原簿に当該有価証券の発行者の名称、当該有価証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。

④　証券取引委員会は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないと認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第百十二条　証券取引所は、前条の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

②　証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届け出た有価証券については、第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、証券取引委員会が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合にはその期間を経過した日においてこれを登録しなければならない。

③　前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有価証券登録原簿に当該有価証券の発行者の名称、当該有価証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。

④　証券取引委員会は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないと認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第百十二条　証券取引所は、前条の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

②　証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届け出た有価証券については、証券取引委員会が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合にはその期間を経過した日においてこれを登録しなければならない。

③　前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有価証券登録原簿に当該有価証券の発行者の名称、当該有価証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。

（④　新設）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百十二条　証券取引所は、前条の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

②　証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届け出た有価証券については、証券取引委員会が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合にはその期間を経過した日においてこれを登録しなければならない。

③　前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有価証券登録原簿に当該有価証券の発行者の名称、当該有価証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。